

令和7年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月10日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時02分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	武井 祐司 君	4番	湊 祐介 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	中山 義隆 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	議長	15番 山居 忠彰 君

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民部長	三上 正洋 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	坂本 英樹 君
建設環境部長	藪中 晃宏 君	財政課長	佐藤 寛之 君

教育委員会 教育委員 会長	泉山 浩幸 君	教育委員会 生涯学習部長	丸 徹也 君
------------------	---------	-----------------	--------

市立病院 副管理者	中舘 佳嗣 君	経営管理部長	池田 亨 君
--------------	---------	--------	--------

監査委員 浅利知充君 監査委員局長 土田実君

事務局出席者

議会事務局長 岡崎忠幸君 議会事務局局長 須藤友章君
議会事務局総務課副長 徳竹和美君 議会事務局総務課主任主事 清水健正君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） ここで副議長と交代いたします。

○副議長（村上緑一君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

6番 奥山かおり議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 令和7年第4回定例会に当たり、通告に従い、一般質問をいたします。

第4回定例会初日に、士別市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が上程されました。

私からは、子育て支援についてと題しまして、本市においても令和8年4月からいよいよ始まり、士別市乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度について伺います。

こども家庭庁のホームページに、概要として、こども未来戦略に基づき、新たに創設されることとなったこども誰でも通園制度。全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。2025年度に、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます、と記載がございます。

まず質問の初め、1点目としましては、制度概要について伺いをいたします。

次に、現在、士別市が行っている一時保育との違いについても伺いをいたします。

また、士別市の対応として、現段階での考えについて何点か伺いたいと思います。

まず、利用人数見込みについてであります。

士別市で対象となるお子様は、6か月から3歳未満児までどのぐらいいらっしゃるのかという点。保育所や認定こども園を利用していない園児の傾向、おおよそで構いませんので、何%ぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、開設場所についてどこを想定されているか。スタッフの体制、人数などについて、また、利用時間について、また、料金設定、もう既に施行され

ているところもありますが、どのようにお考えなのか。また、利用に当たっての申請方法について、皆さん、今、割とスマートフォンをお持ちの方が多くいらっしゃるかと思うのですが、簡単に登録とかができるようなものにならないのでしょうかという点。まだ国から正式な通知がこず、確定していないこともあろうかと思いますが、利用しやすい仕組みになるよう配慮されることを望み、この質問を終えます。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 奥山議員の御質問にお答えいたします。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、子供の育ちを支えることや、保護者の孤立防止、育児不安の解消を主な目的としています。生後6か月から満3歳未満の保育園等に通園していない未就園児が一定の利用時間枠、現在はひと月当たり10時間とされており、その範囲内で保護者の就労条件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

対象となる全ての子供に給付を受ける権利が生じることとなり、全国どの自治体でも実施される制度で、本市においても令和8年4月に向け、実施する場所や職員体制について検討を行っているところです。

次に、一時保育事業との違いについてです。

一時保育事業は市町村の判断において任意で実施されるもので、本市では、あいの実保育園2階のまつぼっくりと、あさひ認定こども園の2か所で実施をしています。おおむね満1歳から就学前までを対象に、緊急の場合は1か月以内、それ以外は週3日または月14日以内の利用が可能で、保護者の就労、疾病、冠婚葬祭など一時的に家庭で保育ができないなどの要件が必要です。

こども誰でも通園制度と一時保育事業は、子供を預かるという点では類似しているものの、対象年齢や利用日数等は異なる事業です。本市の子ども・子育て通園制度の対象者は、令和6年度に策定した第3期土別市子ども・子育て支援事業計画の調査時において、3歳未満185名のうち101名が幼稚園や保育園に通園していましたので、約80名と見込んでいます。

次に、本市のこども誰でも通園制度の実施体制についてです。

現在も国から関連法令の制定や改正の情報、制度に関する想定事務フロー、制度のQ&Aが随時届いている状況であり、状況によっては答弁内容と実施する内容が異なることがあり得ることを御了承ください。

その上で、現在の検討状況で申し上げますと、通園制度を実施する事業所は、保育士の配置及び設備の基準等を踏まえる必要があります。これらの要件を満たすことができる子育て支援センターゆらで実施する予定です。なお、私立幼稚園等では実施する意向はありませんでした。

保育体制は、ゆらに勤務している会計年度任用職員の保育士の勤務時間を延長することによって対応する考えで、利用いただける時間は午前午後の各2時間を予定しています。

利用料は今後、国から示される予定でありますので、この情報を参考に検討します。

なお、定員は、第3期土別市子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みを確保するた

め、3名を想定しているところです。

次に、申請方法についてです。

利用者は住所を有する市町村の窓口で認定申請は必要となりますが、市町村からの認定証受領や利用施設への申込み、利用時間の確認などはスマホなどを活用して、この制度の導入に当たり国が整備したシステム上で行える仕組みとなっています。

制度の開始を前にして国からの情報提供が遅く準備が急がれる状況ではありますが、引き続き情報を注視しつつ、8年4月の事業開始に向けた体制づくりを進めるとともに、制度の概要や申請方法について、新生児訪問や4か月健診などの機会を活用して、利用対象となる世帯に丁寧に周知をしてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） まだ不確定な部分もあるということをおも承知の上、もう一点再質問をさせていただきたいと思っております。

既に今、札幌などが行っているのですけれども、料金の体制とかで今はおよそ300円とかでやっているかと思うのですけれども、生活保護世帯ですとか住民税の非課税の世帯の方とかは利用料金が違う設定とかになっているのですが、土別でも、もしそういう世帯がある場合は配慮というのは検討されているのでしょうか。この点について確認をしたいと思っております。

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 奥山議員の再質問にお答えいたします。

実際に預かることとなった場合の利用料金についてはまだ国から示されておらず、試行段階で実施されているところについては、1時間当たり300円という設定になっているかと思っております。同じ子ども誰でも通園制度が、ゆらで一時保育が行われているところと一緒に行われているという状況もありますので、そちらとの利用料金との関係勘案ですとか、もちろん議員おっしゃるように、生保や住民税非課税世帯に対する過剰な負担にならないための配慮とかという部分についても検討が必要だと思っております。

当市の場合、0歳の方とかを受け入れているところが、民間の保育園の閉園によりまして、公設だけという状況になっており、一定の待機が発生する場合もありますので、政策的に一時保育の金額を引き下げてきたという状況もありますので、そういったところとのバランス等々も考えながら、新しく実施する料金については考えてまいりたいと思っております。

○副議長（村上緑一君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） あともう一点。とはいえ、間もなく始まるのかと思うのですけれども、今はひと月当たり10時間使えますというのが想定されているのですけれども、午前中2時間、午後から2時間という感じで、一遍に長い時間の利用というのはできずに、一応1日の中では2時間ぐらいずつ使ってほしいという、そういう利用の仕方を想定しているのでしょうか。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再々質問にお答えいたします。

私どものほうで想定している開所時間としましては、午前2時間、午後2時間ということで、これについては給食の提供を行う今予定をしていないということでございますので、どうしてもお昼の時間帯については預かりを継続できないということもありますので、2時間、2時間ということで考えております。

あと、利用料金のほうが1時間単位での設定というのが予定されておりますので、最小単位としては1時間という単位が現実的なのかなと考えているところであります。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

学校給食費の無償化についてであります。

2026年度から小学校給食費が無償化されます。これまで給食費は自治体によって負担の有無や額に差があり不公平だという声も上がっていました。無償化に乗り出した約3割の自治体が小・中学校で実施しています。どこの自治体に住むかで格差が生まれているのが現状です。

国は、全国的な無償化の流れの中で小学校の無償化を決めました。全国一律で無償化が進めば子育て家庭にとっては負担軽減につながり、国はまず小学校から無償化をスタートし、その後、中学校にも広げる方針であります。

最近の物価高騰で家計を圧迫される家庭が増えたことを受け、多くの自治体が地方創生臨時交付金等を利用して子育て世帯への給食の無償化に乗り出しました。

本市においても、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的負担を軽減するため、国の物価高騰応援重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、12月から3月まで、小・中学校の給食費無償化を実施することが決まっております。

文科省は、これまで無償化の課題も強調し、慎重な姿勢を見せてきました。その一つが公平性です。アレルギーなどで弁当を持参したり、不登校だったりして給食を食べない児童・生徒には恩恵が及ばず不公平だというものです。しかし、それは無償化の障害にはなりません。文科省も、一部自治体が給食を喫食しない児童・生徒に対する代替手段として、給食費相当の金銭を給付していると認めています。そうした仕組みを取り入れ、公平性を確保することこそ求められております。本市においてどう公平性を保つのかお聞きいたします。

給食費の無償化は、家庭や学校にとって様々な効果が期待されております。家計の経済的負担を軽減、学校の事務負担の軽減などです。全国一律で無償化を行うことにより、質や量が低下する懸念が挙げられます。無償化が始まれば、自治体は予算内で給食費を賄わなければなりません。物価上昇が続く中、同じペースで予算を増やさなければ、給食の質を下げたり、量を減らしたりして調整せざるを得ない事態が起こります。コストを抑えることによる食材や献立の質の低下です。国と自治体との財源負担など、実施に当たってはいろいろ課題もあると思いますが、お聞きいたします。

私も過去に学校給食無償化の質問をいたしました。そのときの答弁では、施設・設備に要する経費及び運営経費は公費負担、食材費などの経費は保護者負担とされているとのことでしたが、本来、義務教育は無償であり、給食費も含まれています。国は中学校への拡大もできる限り早く実施するということですが、本市においても中学校も同時に導入すべきだと思いますが、見解をお聞きし、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えします。

初めに、学校給食費の無償化に関わる食物アレルギーなどの理由で弁当を持参している児童・生徒や、不登校などによって給食を喫食していない児童・生徒への公平性についてです。

現在、食物アレルギーなどの理由により、献立の一部の代替食を持参している児童・生徒は複数名おりますが、給食を全く食わずに弁当を持参している児童・生徒は本市では確認されておりません。一方で、不登校などによって給食を喫食していない児童・生徒は、一定数確認しているところです。

本市といたしましても、不登校などにより給食を喫食していない児童・生徒に対する支援の公平性の確保については、国の方針を注視してまいります。

次に、給食費無償化による給食の質の低下への懸念についてですが、学校給食法では、児童・生徒に必要な栄養を確保することが基本的な義務として規定されており、文部科学省が定めている学校給食摂取基準においても、各栄養素をバランスよく摂取しつつ様々な食に触れる機会を提供することが求められております。現時点においては、国の給食費基準額は示されておりませんが、国の制度設計や動向に注視し、現行の水準を維持してまいります。

次に、中学生の給食費無償化を小学校と同時期に実施すべきとの御指摘についてです。

本市としましても、議員の御指摘のとおり、中学生についても同時期に無償化が実施されることが望ましいと考えておりますが、高市総理大臣は所信表明演説において、小学生からの学校給食無償化を来年4月から実施する旨表明されたところです。

中学生の実施時期については明確にされておらず、中学生を無償化する場合、財源確保などの課題があり、市独自で小学生と同時期に実施する考えはございませんが、無償化を見据えた対応に伴う完全委託御飯化の実施に当たりましては、給食費の増加相当分の費用を市が負担するよう新年度予算に盛り込む方針です。あわせて本市といたしましては、早期に中学生について同様の措置がされるよう、あらゆる機会を通じて関係省庁等に要請してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をいたします。

弁当持参だとかアレルギーなどで給食を利用しない児童・生徒は今のところいないということで、もし申告があった場合は国の方針に基づいて行うという答弁だったと思うのですが

も、国の方針は、喫食しない児童・生徒に対しては給付するという方針だと思うのですが、そのことが一点。

あと、コストを抑えるために食材や献立の質を抑えることはないということで、これは維持していくという答弁だったので、そのとおり行ってもらいたいと思います。

あと、小学校が今度無償化になるということで、これも国の方針待ちで中学校にも、いつになるか分からないのですが、対応するというので、家庭によっては十分な栄養を取れない子供さんもいるかもしれません。給食は栄養価のあるバランスの取れた食事だと思います。

食育の観点からも、国の対応待ちではなく、小学校と同じ時期に実施すべきだと思いますが、国の対応待ちだという今の答弁だったと感じます。

道内179市町村のうち78自治体で無償化を実施しているという状況であります。子供、子育てのしやすい士別市ということで掲げていると思いますけれども、市長の英断を求めていきたいと思っています。

○副議長（村上緑一君） 丸部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、不登校等で給食を喫食できない児童・生徒に対する無償化における対応について、国がそういった児童・生徒に対しては助成金等を給付するという方針を持っているのではないかと御質問でございました。

その部分については、今現時点におきまして、国のほうの無償化に関する制度設計、またその考え方、この部分については具体的には私どもに周知されていない状況でございます。そういった部分もありまして、御答弁でも申し上げましたが、今後の国の動向については、注視してまいりたいという考えでございます。

ただ、恐らく議員おっしゃられている部分の対応につきましては、国のほうで現状の市町村の状況ということでお調べをされた調査結果がございます。その中で、市町村が単独で実施している部分については、そのような何かの理由で喫食ができない児童・生徒がいらっしゃる場合に、そういった方法も取っているところもあるという報告は上がっているということで承知はしております。

続きまして、中学校の無償化のタイミングの部分でございますが、この部分も先ほど答弁で申し上げたとおりでございますけれども、実際、義務教育ということ考えた場合に、中学校も同時に実施することが望ましいものということは、こちらのほうについては私どもも考えているところでございます。しかしながら、小学校から実施するという部分が今現時点で国のほうの方針でございますので、本市といたしましては、早期での中学校無償化について、国に対してはあらゆる機会を通じて早期での実施を求めてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次に、乳幼児等通園支援事業ということで、今、奥山議員が質問

した事項と重複しないように質問をしていきたいと思います。

奥山議員も言うておりましたけれども、保育所等に通っていない子供も含め、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成長環境を整備することを目指してこの制度ができたということでもあります。

保護者の就労状況にかかわらず、生後6か月から満3歳未満の未就園児が短時間、保育施設に預けられる新たな仕組みだと思います。来年度から本格的運用を目指し、現在は地域子ども・子育て支援事業の一部として、全国で段階的に導入が進められています。集団生活の機会を提供し、子供の健やかな成長を支えることを目的としています。

この制度は就労条件を問わず、時間単位で柔軟に利用できると強調しております。背景には、子育て家族の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている状況があります。国は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するための現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できるものとなっております。

短い預かり時間では、通常の保育で行われている子供の発達保障まで行うことができません。乳幼児を細切れに受け入れることに伴い、保育現場が混乱し、事故リスクの高まる可能性もあります。また、もともと通園している園児たちに影響は出ないのかも懸念されることです。

道内でも10自治体が先行して行っております。

自治体の保育士へのアンケート調査では、現場の負担が増える、在園児に丁寧な保育ができなくなる、人手が足りなくなるなどの声が寄せられております。この制度が、本市にとってどの程度のニーズがあるのか、必要な制度なのか見解をお聞きし、この質問を終わります。

(降壇)

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、制度の概要等については奥山議員に答弁したとおりであります。その中で、国のこの制度、全自治体で義務づけしている中で、本市にとって必要な制度なのかというお尋ねがございました。

令和8年4月1日からは、子ども・子育て支援法に基づき、対象となる全ての子供の保護者に乳児等のための支援給付を受ける権利が生じますため、市町村は本制度を実施する必要があるものです。

次に、そのニーズ等については把握しているのかというお尋ねでしたけれども、本制度は新たな制度のため、そのニーズの全てを把握できているわけではございませんが、令和6年2月に実施した子ども・子育て支援に関するアンケートでは、未就園児の保護者のうち約45%が制度を利用したいと回答されており、全世帯の回答ではありませんが、一定の利用数はあるものと見込んでおり、そのために受け入れる体制の整備も行っているところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をいたします。

先ほど奥山議員の答弁の中で聞き漏らしたのですけれども、一時預かりの現状をもう一度お知らせください。人数だとかというのを。

あと、こども誰でも通園制度ということで、障害者や医療的ケア児も通園できる環境整備をしなければならないと思うのですけれども、やはり受入れ体制は、万全な受入れ体制を準備し、利用する乳児の安全を守る制度にすべきではないかなと思っております。その辺で、今までの保育園の保育士たちについても、この制度を導入することにより、やはりある程度の研修というのか、やはり専門性が求められるかと思われまますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援センターゆらのほうで預かっています一時保育事業の関係であります。

就学前の児童とその保護者のほうを対象に預かりをさせていただいております。開所時間が、月曜から金曜の午前と午後、土曜日は午前となっております。

それと、今後、誰でも通園制度の中で障害をお持ちの方や医療的ケアが必要なお子さんについての受入れということで、受入れ側の整えということになるんでしょうけれども、現在も障害をお持ちの方の部分については保育園のほうで対応しておりますので、その辺りにつきましては、一定の保育士スキルのノウハウも持っているものと考えています。ですが、新たに制度が始まりますということもありますので、改めて初心に戻る意味も含めて、そういった受入れについては研修等の機会を設けて、実際に現場で働く者の不安解消等にも努めてまいりたいと思います。

あと、医療的ケアが必要なお子様については現在受け入れた実績が今のところございませんので、受入れに当たって必要な体制について、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再々質問ということで、ちょっと今の答弁で聞き漏らした点がありますので。

一時預かり保育の現状は月曜日から金曜日、土曜日は午前中ということだったので、その人数、何か分かりますか。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 答弁が漏れました。

一時保育のほうの定員ですけれども、あいの実保育園の2階が20人、あさひ認定こども園でやっている分については3人となっています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 令和7年第4回定例会に当たり、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

令和8年度予算編成についてお聞きします。

11月5日に市長が発出され、ホームページに掲載されております令和8年度予算編成方針を基に、令和8年度予算編成についてお伺いをいたします。

本市にある本市の財政状況では、令和6年度一般会計決算において実質収支では約6,700万円の黒字となりましたが、財政調整基金を1億円取り崩しての黒字であること。こちらは昨年度に引き続きとなっているということ、また、財政健全化実行計画に基づく取組についても、一定効果を発揮しているものの、公共施設や事務事業の最適化が進まない現状や、物価、人件費の上昇などにより、基金に頼らざるを得ない厳しい状況が続き、8年度から予定していた当初予算での除雪対策費計上が困難な局面にあるとされております。

さらに8年度は第2次まちづくり総合計画スタート、渡辺市長2期目政策スタートと、投資事業の確保も重要であることから、例年にも増して大変な作業と推察するところでありますが、現在進めておられる予算編成について伺ってまいります。

厳しい状況の実態として、まずは今年度、令和7年度の決算見込みについてお伺いをいたします。

一般会計の歳入歳出収支不足の有無に加え、財政調整基金の繰入予算について、こちらの原稿提出段階、第6号補正段階で12億7,200万円の繰入は行われているということで記載をしたのですが、あさって、12月12日の補正第7号で、歳入予算、市民税の1億円プラス、歳出整理予算8,900万円マイナスということで、基金の繰入額が1億8,176万円減額となって10億9,032万円となる予定でありますので、これについて、6年度末の起債残高が16億7,547万円ということなので、その差引きが来年度予算時点の繰入予算として使える分ということなので、この部分が来年度予算編成において足りるのかどうかという点についてお伺いいたします。

また、予算編成方針、基本方針については、昨日、大西議員の質疑においてありましたけれども、この編成方針に合わせて発出をされております予算編成要領について、お聞きをいたします。

予算編成要領のスケジュールによれば、各部からの予算要求は既に期日を迎えておりますので、まずは一般会計歳出の経常経費、施策経費要求額総額についてお知らせいただきたいと思っております。

次に、新設をされております未来投資枠についてお伺いいたします。

予算編成要領の記載によれば、市長の政策骨子事業をベースにした予算ということですので、要求段階でももちろん結構でありますので、事業数、予算額などの枠の規模についてお知らせください。

さらに、市長の政策骨子事業とまちづくり総合計画との関連について、11月28日に示されております8年間の総合計画事業費、ソフト事業160事業、ハード事業73事業ございましたけれども、このうち幾つの事業がその対象になるかも併せてお知らせいただきたいと思います。

次に、総合計画事業との関係についてお伺いをいたします。

ただいま触れました8年間の総合計画事業費のうち、来年度、令和8年度分は59億9,936万4,000円、約60億円ということでございます。そこで、このうち一般会計分はどのぐらいになるのか。また、総合計画の関連でいけば、令和4年度に作成されました実行展望計画、こちらの令和8年度分との比較についてもお知らせいただきたいと思います。

11月28日の全員協議会においては、今年度で終了となります行財政運営戦略、財政健全化実行計画に代わる、将来にわたって必要な行政サービスを安定的かつ確実に提供していくための8年間方針と、前期4年間の取組を含む行財政運営方針推進プラン素案が示されました。令和8年度予算はその初年度に当たりまして、当然、これら方針や計画を前提とした予算となることから、関連をいたしまして、その対応についてお伺いをいたします。

示された方針は、行政運営、行政改革の方針、財政運営の方針、定員適正化マネジメントの3章立てになってございます。そのうち、まずは財政運営の方針のうち、財政推計についてお伺いをいたします。

示された素案においては、財政推計が作成中となっており、明らかにされておられません。財政推計、財政の見通しは、言うまでもなく行財政運営の重要な数字であります。来年度の予算要求方針や総合計画事業、行財政改革、いずれにおいても予定事業ができる歳入なのか。歳入に対して歳入がどれだけ足りていないのか。投資事業のみならず、経常的な支出も来年度以降、このまま出し続けることができるのか。財源が足りなくなれば、どれだけ削減する必要があるのか。こういった様々な検討についての必要な数字でございます。現時点においても策定中、数字が出ないというのは、あまりにも遅過ぎると思うのですが、どうしてなのか、遅れている理由をお伺いをいたします。

さらに、本市が公表しております財政見通しについては、現在の行財政運営戦略における平成30年度から令和7年度までの一般会計決算額での試算、2つ目に、令和3年度からの財政健全化実行計画におけます令和2年度から令和11年度までの一般財源ベースの財政推計、令和4年度総合計画実行展望計画見直し時点の令和4年度から令和11年度までの収支見通し、そして、令和5年度から財政健全化実行計画の具体的方策を見直した際の令和11年度までの一般財源ベースの財政推計。申し上げただけでも4点、適宜、作成、公表されています。現在策定中の次年度からの財政見通しはどの形を踏襲されて作成されているのか、公表時期も併せてお伺いをいたします。

同じく方針のうち、定員適正化マネジメントの方針について、お伺いをいたします。

正職員の定員管理については、令和16年4月1日までの8年間で40人減、265人という指標が示されています。これは、令和4年度に見直された財政健全化実行計画目標であります令和

18年4月1日、298人に対しては、目標時期の前倒しと減員数も大幅な増となっています。

一方で、会計年度任用職員に関しては、各年4月1日現在の職員数の推移はあるものの、方針としては、画一的な人数のコントロールによるサービス低下を避けるため、事業や施設の適正化と同時に、業務に対し必要な任用か検証を行い、適正配置を進めるとされており、数字は示されておられません。

先日の全員協議会においても、私、その点についての質疑が一部報道にも取り上げていただいておりますが、改めて、懸念も併せてお聞きをいたします。

懸念する点は、会計年度任用職員の身分の不安定さから来るものです。会計年度任用職員は、市方針にもあるとおり、行政サービスの最前線を担っている。そのことは、任用理由からも間違いないのですが、その名のとおり、会計年度、最大でも1年ごとに任用更新という手続が必要であること。また、雇用ではなく任用であることから、職場や業務がなくなれば任用根拠もなくなり、結果、働く継続ができないとなる不安定な身分の職員でございます。

適正配置方針、言い換えれば削減方針だと思います。だからこそ、中期的にはしっかりと総数としての削減数の指標を出すべきだと考えます。

一方で、予算編成要領において、人件費のうち会計年度任用職員の取扱いにおいて、今年度新たに業務に対する必要最低限の人員・時間であるか改めて検証し、簡易システムで報告するとともに、単純な任用更新を前提としないことと表現されています。

予算編成作業に合わせた取組が既に進められていると見受けられますが、この点、現在の会計年度任用職員、働いていらっしゃる皆さんはどう受け止められていらっしゃるのかをお聞きをいたします。

さらに、検証方法、簡易システムでの報告、単純な任用更新を前提としない、これらは一体どういう仕組みなのか、詳しく教えていただきたいと思えます。

実際に、予算要求段階での減員、その職員は任用更新がないという状況になっているのか。全体的な削減方針ではなくて、各部課からの予算要求から削減を進めていこうというやり方は、極めて乱暴ではないかと思えます。そして、予算編成作業において、次年度、春からの働き先がなくなるという取扱いが起こってくるのではないかと。現在の職員にあっては、極めて不安な取扱いだと思うのですが、この点、市としての考え方を伺いし、最初の質問といたします。

(降壇)

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えします。

初めに、令和7年度の決算見込みについてです。

主な歳入の見込みですが、市民税や固定資産税などの市税総額では、法人や個人所得の増加などから予算額を大きく上回り、約1億円以上の上振れを見込んでいるところです。普通交付税については、7月の交付税算定の時点では約2,500万円の予算割れとなっておりましたが、国の補正予算第1号において1.3兆円の増額が盛り込まれることから、金額は定かではありません。

んが、増額交付が見込まれるところです。

一方、歳出については、除雪対策事業費のほか、本定例会初日に補正した人件費などにより、現時点での財政調整基金の繰入予算額が12億7,000万円を超える状況にあり、直近10年間の同時期で最大、前年よりも約3億9,000万円多くなっています。

このように、物価高騰や人件費上昇などの影響を受け、7年度決算見込みについては、今後決定される特別交付税や各種交付金の動向にもよりますが、前年に引き続き収支不足が発生し、決算時には前年を上回る財政調整基金の取崩しが避けられない厳しいものと見込んでいます。

また、現時点での基金残高では、前年同規模の予算を組むことが困難なため、本定例会最終日に減額補正と市税の増額補正を予定しています。これにより、8年度予算については編成可能と見込んでいますが、9年度以降については一層厳しい状況にあるものと想定しているところです。

次に、8年度予算要求の総額についてです。

11月26日を要求期限として取りまとめを行いました。要求額が確定できていないものや要求内容の確認が必要なものもあることなどから、この時期にお示しすることは困難であり、例年どおり年明けの市長ヒアリングまでに調整の上、公表する予定です。

次に、まちの未来投資枠についてです。

これまで、地域力によるまちづくり重点枠や地域内の好循環によるまちづくり重点枠という名称で、優先的、集中的に予算を配分するための枠組みを設けてきました。まちの未来投資枠についても同様の考え方であり、投資という表現をしていますが、ハード事業に限ったものではありません。現時点では、予算ヒアリング前の段階であり、まちの未来投資枠の具体的な予算規模等については申し上げられませんが、主な事業として、道の駅を拠点に、年間を通したまちなかのにぎわい創出を目指す事業などの実施を予定しているところです。

また、総合計画で予定する事業のうち、市長の政策骨子に関連する事業は、現段階では72事業となっています。

次に、総合計画との関係についてです。

現時点での総合計画の実施計画に登載予定事業の集計では、8年度の総事業費約60億円のうち、一般会計分は約50億2,000万円となっています。4年前の計画値と比較すると約6億6,000万円の増、一般会計分の比較では約6億8,000万円の増となっているところです。ただし、これについては、あくまでも現時点での集計との比較であり、最終的には総合計画の策定期間が年度末となることから、予算編成を経て変動が生じることを御理解願います。

次に、行財政運営方針における財政推計についてです。

推計作業に当たっては、多岐にわたる前提条件を整理し、関係部局とも調整しながら積み上げていく必要があるため、相当の時間を要する作業となっています。こうした作業工程を踏まえながらも、過去の総合計画策定時の財政推計と比較すると、早めの時期に公表できる想定で進めているところであり、特に遅いという状況ではありません。

なお、今回の財政推計については、過去の総合計画策定時の推計と同様に事業費ベースでお示しする予定であり、その公表時期については、第2回定例会でお示したとおり、総合計画のパブリックコメントに間に合うよう作業を進めているところです。

次に、予算編成における人件費の取扱いについてです。

会計年度任用職員の人件費は、適正配置の観点から、真に必要な場合に限り予算計上するよう、毎年、予算編成要領で指示しています。漫然と同一条件で任用するのではなく、業務量の縮減や業務の適正化を進める中で、業務に対し過剰な人数や勤務時間となっていないか、単純な任用更新を前提とせず、改めて検証を求めたところであり、現在の予算編成作業から削減を進めているものではなく、職員に不安を与えているものではありません。

勤務時間などの任用形態が適切であるかは常に検証を行っていく必要がありますが、職員数は事業や施設の適正化によりコントロールされるものと考えています。

なお、簡易システムについては、会計年度任用職員それぞれの任用目的、業務内容、勤務時間や予算上の位置づけなどを一元管理できるシステム化がなされていなかったことから、今回の予算要求時期に合わせて、一人別調書のシステムを構築したものです。

今後は、本システムを募集事務や採用、任用更新など一連の事務に対応するよう発展させ、全庁的な業務の効率化を図るとともに、システムにより事業や施設に対する人員の見える化を図り、適正配置を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 来年度予算の編成について、今年度、7年度予算においても当初5億円を超える財調の繰入ということで予算をつくってきた中で、残高は大丈夫かという質問に対しては、5億7,000万円ぐらいが多分、現計予算という、この後の補正も含めていくと残額出るのでそこは使えるよということで、組めますよということでお聞きをしました。

財政推計の作成の関係についてお聞きいたします。

答弁では、総合計画のパブリックコメント前に出すので、前回とタイミングは変わっていないよということなのですが、今回のこの財政推計は行財政方針のほうに入っているものなので、総合計画の関連というのは、私は想定してなくて、その見込みがあるので、様々なコスト削減とか取組が進むという行財政の取組のほうに入っているものですから、これが入っていないのはいかがなものかということでお伺いしてるので、総合計画のパブリックコメント前というのが、それで問題ないよ、遅くないよということなので、これいつの時期なのかということ、その方針のほうに入っていないということについての指摘だということなので、改めて聞きたいのと、総合計画のパブリックコメント前というのがどういう時期なのかということで、確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうから、西川議員の再質問にお答えいたします。

財政推計、財政の見通しですけれども、今回から新たに作成している行財政運営方針、その財政、3章立てのうちの財政部門の一つということで取扱いをさせていただいています。今、もうほぼできつつあるのですけれども、総合計画のパブリックコメントを来週から予定していますので、今週の金曜日には議会の皆様に御説明できる時間をいただければと考えているところです。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 次に、高齢者の実態把握について質問いたします。

最近、市役所、行政の距離が遠くなったなという、地域において高齢者のお世話とか見守りとかに関わっていらっしゃる市民の方の声がございます。

住民基本台帳における昨年3月末現在の65歳以上人口は7,143人、総人口に占める割合は42.8%です。さらにこの割合、人口ビジョンにおける推計人口によりますれば、その最終年である今から25年後、2050年には52.6%、8,587人に対し4,519人と見込まれております。

今年度を初年度といたします第5期土別市地域福祉計画においても、みんなが自分らしく安心して暮らせる優しいまちをつくりますと、前計画から基本理念が引き継がれ、全ての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すとされており、障害があっても高齢者となっても、安心して暮らせる地域づくりを進めるとされているところです。

その一方で、今年度、高齢者実態調査が事務事業アセスメントの結果から廃止となりました。2010年、平成12年から昨年度まで実施されていた高齢者実態調査については、令和3年第2回定例会の一般質問で取り上げさせていただいております。その際は、前市長のマニフェストにおいても評価の高い事業である、市長交代となってもぜひ継続してほしいとの思いもあって質問をいたしました。

当時の答弁から引用いたしますが、高齢者実態調査は、高齢者が地域で安心して生活ができるよう高齢者世帯の実態を把握し、地域で支え見守る仕組みづくりや困り事や要望に対応することを目的に、平成21年度に65歳以上の独り暮らし992世帯の調査、翌年には命のバトン交付を行い、その後は高齢者人口の増加に合わせて対象年齢を引き上げ、令和2年度には75歳以上に引き上げられていました。

コロナ禍においては、外出自粛に伴う健康への影響や給付金申請、困り事の確認にも活用ができ、また、実態調査で把握する困り事や要望からは、除雪サービスや緊急通報サービスの要件見直しや、御本人の同意の上で、自治会、民生委員・児童委員、消防などへの情報提供や、災害時の要支援者台帳への搭載など、調査結果を様々な活用されている事例を紹介いただくとともに、高齢者実態調査について高齢者の生活状況や困り事を直接把握できる貴重な機会と捉え、高齢者の適切な支援につながる施策として引き続き取り組むと、当時はされておりました。

高齢者実態調査はその後も毎年実施されてきましたが、昨年11月に発出された持続可能な財政運営に向けた取組として、事務事業アセスメントの取組の結果、6年度をもって廃止となり

ました。改めて廃止となった理由についてお知らせください。

この間も、対象世帯数があまりにも増えているということに対しては、対象年齢を引き上げるなど調査自体の見直しも行ってまいりましたが、今回は見直しではなく廃止でございます。こういった検討がなされたのか、経過についてもお知らせいただきたいと思います。

次に、実態調査廃止後の代替策についてお聞きをいたします。

最後となりました昨年度の調査概要をお聞きしますと、独り暮らし、高齢者夫婦世帯など75歳以上で構成される世帯1,604世帯、2,235人を対象に、8月から10月にかけて個別に訪問し、基本情報などの確認に加え、生活環境や健康面での変化など、お困り事を聞き取り、相談窓口の情報提供、地域での見守りに役立てる高齢者台帳への個人情報掲載同意、救急医療情報キット、命のバトンの交付及び緊急連絡カードの更新を行ったということでございます。

廃止となりました令和7年度、今年度、これらの取組はどうなっているのか、代わりに行っていることがあるのかをお聞きをいたします。

生活環境や健康面の変化は、安心な暮らし継続を左右する大切な要素だと思います。物価高が長期化、これからは円安による影響もそこに加わってまいります。勤労者、給与所得の方は、実質賃金は下がっているとはいえ、何とか給料は上がっていきます。しかしながら、高齢者の年金は増えません。さらには、社会保障改革の名の下に医療制度の見直しも進められ、75歳以上の後期高齢者医療制度においては、令和4年度の見直しで窓口負担率1割から2割となった方々、この方々に対する3年間の軽減措置期間が今年の9月で終わりました。結果、窓口の支払額が倍となるなど、高齢者の生活環境を取り巻く状況、経済環境の変化、お金の問題です。

また、昨年までは把握をしていた健康面での変化など、こういった実態把握からの必要な施策検討、介護サービスが必要な状況であればしっかりと適時つなげていくこともできるかと思えます。

また昨日、質疑でもありました、ふらっと、入浴環境や入浴設備の有無などについても75歳以上世帯、全数世帯を調査をしておりましたので、こういった機会があれば、入浴の実態を把握することもできたのではないかなと思っております。

高齢化率がさらに増加していく状況の中、高齢者の実態を把握することの重要性も高まっていると思うのですが、代替する取組についてどのようなことがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

行政が直接行わないのであれば、自治会など地域のつながりの力、社会福祉協議会など公的福祉団体の力をお借りしてというところかもしれませんが、そうであれば、行政以外の団体等による取組に対しては支援も必要だと思いますがどういう状況でしょうか、お伺いをいたします。

お聞きするところによれば、自治会が実施する地域サロンについては、来年度に支援の見直し、具体的には実施回数の上限が設けられ、結果、支援額が減額となってしまうところが出てくる。また、自治会、民生委員・児童委員が中心となって実施していただいている福祉パト

ールについても、いろいろと活動内容や支援要件に変更が予定されている。これまで一生懸命やっていたところほど支援額が減額になってしまうという課題もあると、そういった声もお聞きするのですが、この際、これら2事業について、来年度の見直し内容とその理由、地域からの声に対してはどう対応されるのか。また、この質問で取り上げております高齢者実態調査の廃止により、行政による直接訪問機会を縮小させるのならば、自治会にお願いしている取組は、支援額の増額などにより強化すべきではないか。

さらに、当たり前のことですが、現在、地域で見守りや交流事業、実際に実施、開催いただいている自治会の方々もまた高齢者が中心でございます。そういった点では、事業に係る手続など、要件の見直しを複雑化させるのではなく、簡素化するといった検討も必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか、考えをお伺いいたします。

この質問の最後は、関係機関の情報連携についてお伺いいたします。

高齢者実態調査では、災害時や地域での見守り、支え合いのため、調査結果から高齢者台帳を作成、消防署、市立病院、自治会、民生委員・児童委員と情報共有されておりましたが、これまで作成されてきた高齢者台帳はどのような取扱いになっているのでしょうか、確認をいたします。

また、ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築、このさらなる推進に向けて、本市においては、今年度から士別市医療介護連携ネットワークが本格稼働しております。地域包括ケアシステムが目指す、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、認知症高齢者の増加に対して、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも必要とされ、地域包括ケアシステムについては、高齢者の住まいを中心として、いつまでも元気に暮らすための生活支援、介護予防、必要になれば医療へ、あるいは介護へと一体的に提供される体制を目指しています。このうち、今取り上げました医療介護の部分については、ICTを活用したシステムが導入されましたが、導入後の現状について、お伺いをいたします。

システム導入に当たって想定しております対象者数と、それに対して現在の登録人数、必要などきに必要な情報を必要な人のために実現するために、今後どのようにして高齢者御本人の情報を増やしていくというお考えなのかをお伺いいたします。

また、地域包括ケアシステムにおける医療、介護以外、生活支援・介護予防の担い手は、自治会や老人クラブ、ボランティア、公的団体でございます。その点でも、本市においては、先ほども触れましたとおり、自治会や社会福祉協議会などのお力が重要であります。

既にお伺いしておりますサロン事業や福祉パトロールなど、個別事業の拡充に加え、自治会自体の活動強化がますます求められるのではないかと思います。逆を言えば、それもできないというのであれば、やはりここは行政が直接やらなければ、高齢者が安心して暮らせる優しいまちの実現、総合計画で目指します主観的幸福度の高い高齢者の割合は増えないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。この点について市のお考えをお伺いし、この質問を終わり

ます。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、高齢者実態調査の廃止理由などについてです。

この実態調査は、地域担当職員やケアマネジャー、ケースワーカーなどで実施してきましたが、調査の多くを担ってきた地域担当職員制度が、同じく事務事業アセスメントにより令和7年度で廃止になることに伴い、実施方法の検討が必要だったことに加え、対象者の増加による職員への負担増があるものの、困り事などから相談につながるケースが少ない状況にもあったことから、廃止としました。

廃止に向けては、実態調査で取り組んできた命のバトンや相談窓口の周知のほか、地域の見守り活動で活用している高齢者名簿などの取扱いについて、その対応を協議し、6年度末での廃止でも対応できると判断したところです。

次に、実態調査廃止後の取組についてです。

救急活動や緊急時に利用する命のバトンと緊急連絡カードは、広報6月号・12月号に更新を促すことや利用促進の記事を掲載するなど周知に努めるとともに、希望者への配布をお知らせしているところです。

また、これまでの実態調査の対象に新たに加わる75歳以上の世帯には文書を送り、高齢者名簿への登載について同意確認を行いました。確認に当たり、同意書と情報シートを返送してもらっていますが、返信がなかった方には、地域包括支援センター職員が訪問し、本人と面談の上、聞き取りを行いました。

なお、送付した文書には、これまで実態調査時に配付していた命のバトンの説明や相談窓口の情報提供に加え、フレイル予防などのリーフレットも同封し、情報提供を図ったところです。

高齢者名簿の整理については、今後も地域での見守り活動の継続に資するよう、今年度の結果も踏まえ、よりよい方法を模索してまいります。

次に、地域サロン、福祉パトロールの見直しについてです。

この2事業は、介護保険制度の地域支援事業として、国や道の補助のほか、市の負担金や介護保険料を財源としているもので、実施要領に基づき実施しています。

今回の見直しは、これまでに実施してきた事業の中から見えてきた問題に対応し、地域コミュニティでの活動がより多くの地域で取り組まれるよう、限られた財源を有効に活用することを念頭に、8年4月から行おうとするものです。

まず、1つ目の地域サロン開催支援事業の見直しについてです。

これまで助成回数は上限を定めていませんでしたが、見直し後は年間12回を上限とし、助成額もこれまで1回当たり運営費1,000円、会場費3,000円を、1回3,000円に変更いたしました。

主な理由としては、開催回数に関係から多くの助成を受けていた団体もあったことから、上限を設け、より多くの地域での取組に助成ができることとしたものです。また、他の補助金な

どが重複している事例もあったことから、適切な利用となるよう見直しも行ったところです。

見直しに当たっては、地域のサロンを見学し、生の声を聞きながら、見直し案を地域住民の方の集まりである地域助け合い活動協議体と検討してきました。今回の見直しにより支援額が増減するところがありますが、多くの団体へ継続的な支援を目指すための見直しであります。

2つ目の福祉パトロール事業の見直しについてです。

高齢者などを見守る方は、家族や同居人ではないことや、その方法も対象者の行事参加での確認ではなく、訪問や電話によることを明示するよう要領を変更します。主な見直しとしては、活動していただく自治会の皆さんに、対象外となる要件や活動内容について整理し、曖昧さをなくすための内容となっています。また、地域サロン同様、他の補助金などが重複していることから、適切な利用となるよう見直しを図ったところです。

どちらの事業も、多くの地域で活動へ取り組まれるよう、限られた財源の中ですが、今後も実施状況の把握と関係団体などとの協議を行い、よりよいものとなるよう取組を進めます。

なお、手続の簡素化については、御意見を基に提出書類は見直しを図ってはおりますが、計画書や報告書などの書類は審査に必要な書類であるため、簡素化は難しいところです。

次に、高齢者名簿と避難行動要支援者名簿の取扱いについてです。

これまで、高齢者名簿と避難行動要支援者名簿は一つの名簿として地域包括支援センターが作成、管理してきましたが、今年度から高齢者実態調査の廃止や名簿の用途を明確にするため、地域包括支援センターは高齢者名簿を、総務課防災担当は避難行動要支援者名簿を、それぞれ別に管理する体制としました。このうち高齢者名簿は、前年度までの情報の中で、施設入所や転出などの情報を基に修正し、新たに75歳以上となった対象者のうち、名簿登載に同意された方を加え整備を行っています。整備した名簿につきましては、引き続き自治会や民生委員への情報提供を行ってまいります。

次に、ICTを活用した医療・介護連携についてです。

今年から、これまで電話や対面等で行ってきた医療と介護の連携するツール、道具や手段として新たにICTが加わりました。医療や介護を受けている方で、ICT連携が必要となった方から、随時登録をお願いしているところです。

機器の導入から10月末までの登録者数は169名で、同様に事業を進めている自治体などと比べると多い状況にはあると伺っています。登録の目標値は、登録が必要となったタイミングで担当ケアマネより案内し、同意された方を登録するため、いつまでにどれぐらいという数値目標を定めるのは難しいものと考えます。

今後についても、ICT連携に加わっている皆さんに利便性や有用性を実感してもらえるよう、引き続きファシリテーターを招聘する中での研修会開催、利用状況の把握や把握した内容を基に、さらなる活用の検討など、コアメンバーや医療介護連携ネットワーク協議会、医療機関や介護事業者とともにスムーズな医療介護連携ができるよう、検討を行ってまいります。

事務や事業については、その時々状況に応じて見直しを図ってまいります。これからの

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを目指して、社会福祉協議会や地域助け合い活動協議体などの関係機関との連携を図り、地域包括ケアシステムや生活支援体制整備に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問いたします。

高齢者実態調査の廃止理由の中で、大きく2点言われたかなと思います。

地域担当職員制度が廃止になったのでということなので、関連なので、なぜ地域担当職員制度、地域自治会とかの担当を決めた職員制度があったわけですけれども、これを廃止した理由についてお伺いします。

質問の中では、これから自治会、地域の力が必要だという私、認識しておりますし、答弁の中でも出てくるのですけれども、しならば地域担当職員制度をなぜやめたのだということが答弁でありましたので、そこについての確認をさせてください。

また、高齢者実態調査の廃止理由の中で、訪問して聞き取りしているけれど困り事がないのだということがありました。それは、私は受け止めとしてはいいことだかなと思うのですけれども、高齢者の実態は、やはり何歳という定時ではなくて、変化していくということ捉えるという意味では、年に1回必ず訪問して、どうですかと聞くということがいいかなと思ったので、あまり困り事が出でこなかったのだということ、昨日も実は質疑の中で、声なき声に対する行政という話のフレーズもありましたけれども、そういった意味では、その困り事がないよということを確認することも重要だったのではないかなと思うのですけれども、この2点について、事務側の進めとかはどういうふうにされたかというのは分からないのですけれども、今まで続けてきた担当部としては、この理由、そもそもやってきた理由と相反する理由で廃止されたような感じがするのですけれども、その辺どうなのかということで、この2点、高齢者実態調査については確認をさせていただきたいと思います。

それから、福祉パトロールなどの要件見直しなどについても触れられておまして、見直し内容については、この間、事業をやって、来てもらったときに確認するのはパトロールじゃないのだ、実際に行ってもらわないと当たらないのだという話がありました。だから、その部分、要件を確実にするのだというのですけれども、この質問で通っております行政が直接行っている訪問活動を廃止しておいて、地域の方がやっている福祉パトロールは行けよという、こういうふうにと並べると、少し何か乱暴なのではないかなと思うのですけれども、やはりパトロールというのは、別に直接訪問だけでない方法もあると思うので、その部分を厳しくすることについて、私はそうではなくて、行ってもらえるように、もっともっと行ってくださいというお願いをする立場に立つべきでないかなと思うのですけれども、この点について考え方をもう一回いただきたいと思います。

あわせて、サロン事業の関係です。

支援額が、いっぱい頑張っているところが多くて、その公平性という観点もあろうかと思うのですけれども、私、この地域サロン事業については、やはり各地域に展開していくということが全体的にはいいのではないかなと思っておりまして、ある意味、現在のルール、上限のない中でいっぱいやってくれてるところを狭めるのではなくて、そこに新たな取組、例えばですけども、近接する地域にも声かけしてもらおうような取組を大きくしてもらおうとか、そういった方向で、ある意味、支援区分を新たに増設して、さらに地域に広げていってもらいたいなこともできないのか、これは考え方だと思うのですけれども、見直しがどうしても縮小という見え方がするので、その点についての考え方について聞きたくて、大きくは実態調査の部分の考え方と、あとサロン事業等の見直しの関係について、お聞きをいたします。

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から、地域担当職員の廃止の関係についてお答えいたします。

地域担当職員につきましては、平成22年から制度化しまして、地域と行政をつなぐ制度として配置しました。そこでは市からの情報提供を行ったり、そうした中で円滑な市政運営を図るといったような目的、あるいは地域課題を地域担当職員が吸い上げて、そこをいろんな政策に反映させるという目的もありました。その一つとして、高齢者の実態調査といったことも行ってきたところであります。

ただ、何年か行う中で、例えば地域担当職員による地域政策懇談会というものを年に1回やっていたけれども、そこからの、本来は地域課題なんかを出していただくような懇談会だったのですけれども、一方的な市からの情報提供にとどまるですとか、その参加者についても自治会の役員だけになってしまったといった実態もあって、この制度について、今後どうしていくべきかといったことを検討してきたところであります。

また実際、私も地域担当職員をやったことありますけれども、自分が住んでいる自治会でないところへの配置というものも結構あったりして、なかなか自治会の中で、あるいは地域の中で受け入れられていない部分も、あるいは自治会側も求めていないといったようなことも見えてきたりして、これは見直す必要があるのだろうなということでありました。

例えば地域要望、市からはどういった収集方法でやるのだということになりますけれども、こうしたことについては、地域担当職員を介すということではなくて、今現在、市長への手紙ですとかメールですとか、あるいはふれあいトークなど、そうした意見をいただく、そういった制度もありますので、そうしたものを通して対応することも可能ではないかといったようなことであります。

また、先ほど申し上げました政策懇談会、特にコロナ禍以降、なかなか開催自体ができていないといったような状況もございました。そうしたことから、総合的に判断しまして、7年度をもって廃止するといったようなことで判断したところであります。

私からは以上です。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 西川議員の再質問にお答えします。

初めに、調査の関係で廃止が、困り事が少ないからだということで、それは評価できることなのではということでお話がありました。私たちも当然そういったことでは、高齢者実態調査の有用性ですとか有効性という部分は、過去に西川議員の答弁や当時の相山副市長が答弁しているように、一定程度そういったことでの効果効能があった、相談事から政策へつながったことなどもあったということで、またそういった困り事から様々な政策的な課題の解決にもなったということでは理解はしているところですが、近年でいきますと、困り事自体も少なくなってきたということが一つと、あとその困り事から実際に相談につながっている例も少ないということの状況で、当時とやはり状況が少し変わってきたかなということで、一旦見直しが必要だろうという判断でもありました。

あと、答弁の中でも申し上げましたが、開始から14年たったこの高齢者実態調査ですが、その多くを地域担当職員が担っていましたが、当時、開始時は992世帯を、全部が地域担当職員が担当したわけではありませんが、97人の管理職で行っていたものが、昨年でいえば1,604世帯を91人の管理職で担っていたということで、数の負担というのも正直あるだろうと思っています。そういった部分もあって見直しは行いましたが、あくまでも今までのやり方での高齢者実態調査という部分を見直したという部分でありますので、引き続き、高齢者の方のお困り事ですとか、そういった部分を把握していくことは必要だろうと考えています。

今年については、新たに75歳以上になられる方に高齢者名簿への同意という形で同意書を送ったりですとか、あとはほかにリーフレット等の類を配布したりもした方法を取りましたが、これが全てベストという方法ではないとは考えておりますので、やり方については今後も考えていきたいと考えています。

重ねてになりますが、こういった形かは別にしても、形を変えて何らかの実態把握をしていくということについては、その必要性も認識しているところです。

ただ、重ねてになりますが、最近の状況でいきますと、むしろ家族の方ですとか周りの方がお困りになって実際に窓口のほうに相談に来られているような状況も多いということで、高齢者実態調査イコールそういった相談サービスの利用とかといった相談とかということと直結していないという現状もあることから見直したということで、御理解をいただきたいと思います。

次に、福祉パトロールの関係で、逆行するのではというお話もありましたけれども、例えばこれまで曖昧となっていました家族間、親族や同居されている方の見守りも福祉パトロールとしていいですよという解釈ですとか、行事の参加での出席の確認をもってパトロールでの確認とするということもあって、その点が曖昧だったということもあるのかなと思います。

親族間での見守りに対して、この福祉パトロールについては対象者1世帯につきそういった活動費をお支払いして見守りをさせていただいているという現状を考えたときに、家族間の見守りという部分に、先ほども言いましたように、国や道、保険料や市の負担などを使った形での支援というのが妥当性があるかといったところを考えたときに、そういった部分ではなく、純

粹なそういった地域での活動に対して支援をしていくべきだろうという解釈の下、そこは変更をいたしたところであります。

あと、サロンの関係も、縮小しているように見えるがという形でおっしゃられて、近くのところを広げてはということでしたが、まず見直しに至った大きな要因としては、上限を設けていなかったがために、開催回数の多いところに助成が一部偏ったということもあり、上限を設け、その上限を超えた部分をより多くの地域のサロンに活用していただきたいという思いからであります。

例示を申し上げますと、市で出している助成額の約27%、約3割を一つの団体が占めるに至っていたという状況もありまして、その団体については、会長さんに御相談をさせていただき、了承も得た上での見直しとなっているというところであります。

今後、近くのサロンなどで合同して広げるということについては、関係機関等とも相談してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） それぞれの見直し内容と考え方については承知をしたのですが、取り上げております支援、地域や公的団体の支援が必要ではないかということの部分なのですが、サロン事業も福祉パトロールもその他のいろんな取組もそうなのですが、取りあえず隣近所同士で何とかしようねという共助の部分が自発的に起こっていて、それに対する支援だというなら分かるのですが、やはりお題目としての地域包括ケアシステム、医療介護、地域の高齢者を中心としたそういった体制をつくっていかうという、ある意味、国やそういった行政的な部分からの要請だったりして、そこを何とか担い手として頑張っていたという部分があるので、こういった部分の議論をさせてもらうと、補助金なのでというのは、それは市の財政支出上は補助金というのが承知をしてるのですが、そもそもこれを地域の皆さんが、例えばさっきの再質問答弁でもいただいたとおり、お困り事を職員が直接行っては出なかったけれども、窓口には近所の人と一緒に相談に来てくれたというところが多かったよというのは、ある意味、そういうふうにつくってきたこの地域の結果だと思うので、その部分に行政の関わりが薄くなってしまふということの危機感として、今日は取り上げさせていただきます。

補助金だというその仕組みについては承知をしているのですが、やはりその補助金の基になっているもの、やはり市として地域の皆さんにそういうことをやってほしいのだということをやった結果、ここに至っているのだということも、やはり今後のいろんな見直しについては考えてほしいなと思うのですが、その点について、いかがでしょうか。考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再々質問にお答えします。

補助金という性格なのということで御理解をいただいているものとは思いますが、私どもとしても、その地域での見守りをつくっていくという関係に、途上においてスタートしていった中で生じてきた、いろいろな課題ですとか問題ですとか、場合によっては公平性とかといったようなところも、そういったところもあろうかと思うので、それについては、地域の見守りという部分を別に否定するものでもありませんし、進めていこうという考えの中ですが、適切な使われ方であったりとかという部分については、進めてきた中での反省として見直しとしてきたということでありますので、それについては今後についても適切な使われ方、使い方という部分には検討が必要だと思っています。

また、行政の関わりが薄くなるのではという関係につきましても、先ほどの高齢者実態調査の関係でも申し上げておりますけれども、何らかの見守り活動については行政としても全くノータッチという考えではおりませんので、どういった方法が実施していけるのかも含めて、そこは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩したいと思います。

（午前11時41分休憩）

（午後1時30分再開）

○副議長（村上緑一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番 武井祐司議員。

○3番（武井祐司君）（登壇） 令和7年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

性的少数者（セクシャルマイノリティ）への施策について質問をいたします。

質問に先立ち、性的少数者に対する施策について、令和5年第3回定例会で佐藤議員が、令和5年第4回定例会で加納議員が、令和4年第4回定例会及び令和7年第2回定例会で奥山議員が一般質問で取り上げていただいたことに、セクシュアルマイノリティ当事者として敬意を表し感謝申し上げます。

過去の一般質問における答弁を踏まえた上で、当事者の1人として質問をいたします。

性的少数者には、なろうと思っていられるものではなく、なりたくないと思っていられないでいられるものではありません。地方か都市部か、また、どの自治体かにかかわらず、また、世代や年齢にもかわらず、割合として存在します。ゼロ歳か80代、90代かにも関係ありません。異性との家庭を持ちお子さんがいらっしゃる方にも存在します。それぞれの立場、仕事やその業種、学生であるか否かにも関係ありません。

昔に比べれば、LGBTという言葉をはじめとして存在を知っているとする人は増えていきます。しかし、認知、認めることや理解まで至らない現状も実態意見として感じています。

差別への恐怖、自分の家庭や職場、コミュニティで居場所を失うかもしれないという恐怖におびえ、常に生きづらさを抱える当事者は多くいます。

多数者の側から見ると、そこまで怖がらなくても大丈夫だよと思われる方は多いと思いますが、当事者としては、自分のアイデンティティを表に出すハードルはいまだ高い状態です。そのような精神面の生きづらさとともに、同性間では婚姻制度を使用できないため、同性パートナーとの生活面で支障があることも生きづらさを感じる一つであります。

主立ったところでは、異性間での婚姻関係では可能となっている公営住宅の申込みであるとか、入院や手術のときの対応が挙げられます。その生きづらさを軽減していく手法の一つが、パートナーシップ証明制度を設けることであります。

パートナーシップ証明制度については、過去の一般質問でもあまり進展のない状態と認識しております。進まない理由の一つには、このまちで当事者がなかなか見えない点があると考えております。皆さん個人個人の周りでどれだけの当事者が見えているのでしょうか。見えれば、当事者が思う困難や問題をじかに知ることができますし、訴えを聞くこともできます。しかし、見えるということは、つまり、ごく一部の人に対してでもカミングアウトしているということになります。現状として、親しい人や家族にさえカミングアウトができない。よって、周囲に見えないという堂々巡りの状態があります。見えないが、問題や困難を抱えている市民がいる。それを少しでも解決に導くためには、まず公に制度が存在し、認められているという事実が必要となります。また、多数者に対しては、少しずつ認知と理解が進む後押しとなります。

参考までに、パートナーシップ証明制度、もしくは宣誓制度の条例であるか要綱であるかにかかわらず、導入自治体の数字を挙げますと、現在、北海道内では35市のうち19市、144町村のうち25町村が導入し、うち、上川総合振興局管内では4市のうち2市、19町村のうち12町村が制度を導入しています。上川総合振興局管内で分かりやすくいうと、塩狩峠より南の市町村全てが導入している状態であります。

性的少数者にとって、このまちでの生きづらさをなくし、少数者、多数者問わず一人一人が誰もが生きやすい町でありたいと思い、以下、4つの点について質問いたします。

初めに、前述のように、性に関する問題は全体的に見えにくいのが実情です。ここで、士別市における性的少数者の存在の目安とするため、各種調査などを基に、概数、大体の人数をどれぐらいと捉えられているか、お聞かせください。

次に、現時点で性的少数者に対する市の施策はどのようなものがあるか、お聞かせください。

次に、他の自治体で導入が進むパートナーシップ証明制度の導入について、士別市で導入を仮定したとき、対外的な効果や影響と、市民への効果や影響をどのように考えているか、お聞かせください。対外的な部分とは、関係人口、誘致企業や移住促進の観点からという意味であります。

士別市には、グローバル企業が試験場を構え、出張者や士別市に居住する社員もいます。各企業とも、人材確保や働きやすさの観点で、福利厚生を含めて性的少数者に対する取組を進められています。

また、合宿では、全国から様々な企業、団体、教育機関のアスリートの方をはじめ、多くの方が士別へ来られています。関係人口の部分においては、制度を利用することにはならないかもしれませんが、その自治体の制度の有無がイメージとしてどのように映るのか。移住促進の観点からは、制度の有無が移住先を探す当事者の選択肢の一つとなっている昨今、当事者は暮らしやすさを求めて行動をしています。

最後に、パートナーシップ証明制度導入に関しての部分となります。

2025年度で終了となる第1次の士別市まちづくり基本計画の、基本計画第3章第2節、人権・男女共同参画の施策の基本方向には、人権に関わる問題への対応や意識啓発活動を行い、一人一人の人権が尊重される地域づくりを進めます、とあります。ここで人権に関わる問題への対応をうたっています。

まずしっかり認識いただきたいのは、特別な恩恵、メリットを受けられる制度ではないという点です。婚姻制度を使用することができないために生活の上で支障がある事象に対し、現段階で法的に認められないもの以外をできる限りサポートしようというものであり、特別な権利が与えられるものではありません。よって、相続や扶養などの権利と義務は法的に認められません。ここについては明確に切り分けて考える必要があります。

過去の一般質問の答弁では、導入は慎重に判断するという回答でありました。令和7年第2回定例会の答弁では、自治体間の格差、権利や認知の差とありましたが、当事者からの目線では、制度のない自治体は格差という表現の低いほうに位置づけられる、という認識であります。

また、日本の文化的、伝統的価値観との衝突という言葉もありましたが、令和5年に制定された性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の方向性、つまり理解を進めていく方向と衝突により価値観に疑問を投げかけるという相反するニュアンスである、この部分の整合性に疑問を持っております。

私は当事者として、パートナーシップ証明制度の導入が必要だと考えております。市として構想、立案する考えがあるかどうか、お聞かせください。

私は導入を強く求める考えではありますが、当事者の中には、現段階では制度があってほしい、使いたいと思う方はごく少数ではないかと思っております。この、現段階ではという部分を念押しして強調しておきます。

その要因は、地方ならではの匿名性の低さによる自分のアイデンティティーを表に出しづらい風潮にあります。制度ができたとしても、すぐに全ての人の意識が変わるわけではありません。当事者の中には、差別の恐怖を感じ、誰にも言わず隠し通してひっそりと一生を終えていきたい、異性との家庭を持っていて現状を壊したくない、地方ではパートナーと出会える機会がなく、都市部へ行ったほうが気が楽だと考える人も多くいます。

ただし、制度の存在自体が少しずつ地域を変える可能性を秘めており、期待できるところです。伝統的価値観を否定するものでもなく、誰もが生きやすいまちをつくる一つの手段であります。

人口減少が課題というならば、このまちに生きづらさを感じ都市部へ出ていく当事者たちを、少しでも食い止める必要があると考えています。これから社会をつくっていく子供たちへも重要なことであります。制度が存在することも一助となり、多様な人々が多様な生き方で幸せに生きられるということが、ひいては長いスパンで現れるであろうこのまちの活力につながることを考えております。

以上で、質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 武井議員の御質問にお答えいたします。

日本国内における性的少数者の割合は、調査方法や質問項目、性的少数者の範囲などによって大きく異なり、自治体の調査では1%から3%、民間機関の調査では8%から10%程度となっています。本市では同様の調査を行った経過はありませんが、世界的マーケティングリサーチ会社のイプソスが2024年に調査した最新のデータの5%と仮定し、単純に本市の人口に置き換えますと、おおよそ800人程度の方が何らかの性的少数者に該当する可能性があるものと推察されます。割合については、調査方法以外にも地域性やまちの規模などによる格差も大きいことから、実際のところは不明です。

次に、性的少数者に対する施策についてです。

現在本市では、ホームページや男女共同参画週間を活用し、多様な性の在り方に関する啓発を行っています。また、令和8年度を始期とする新たな男女共同参画行動計画の策定に当たり、アンケート調査も実施しています。

調査結果では、性的少数者の方にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと考えている方が全回答者の52%と半数を超えたほか、性的少数者に対する理解の促進や支援に必要な取組については、職場や学校などにおける理解の促進、悩みや情報が共有できる居場所づくり、パートナーシップ制度の導入が上位を占めた一方で、自由意見として、行政が関わることではないや、特別扱いすることが差別意識だと思うなどの意見も寄せられました。

次に、パートナーシップ制度を導入した場合の影響についてですが、まず対外的な影響については、ほぼないものと想定しています。その理由としては、企業が地方進出に求めるのは、災害リスクの分散や新たなビジネス拠点の創出などの企業利益の追求であり、パートナーシップ制度ではないと考えています。

また、関係人口や移住者にとっても、田舎は都会と比較して人間関係が密であり、パートナーシップの宣誓をした場合、周囲に知られる可能性が高い中、あえて地方において宣誓を行う方は少ないと考えています。このことは市民にとっても同様であり、自分を取り巻く地域コミュニティに知られることを望まない方にとっては、地方におけるパートナーシップ制度は絵に

描いた餅となる可能性を否定できません。

その一方で、第三者に知られることに抵抗を感じない方の中には、制度を待ち望んでいる方もいると認識をしています。

最後に、今後のパートナーシップ制度の導入についてです。

公益財団法人マリッジフォーオールジャパンの調査によれば、現在全国の約3分の1の自治体がパートナーシップ制度を導入しており、人口カバー率は93%に及ぶとのことですが、一方で制度を利用されている方は極めて限定的です。

実際、昨年1月にパートナーシップ制度を導入した旭川市に利用状況を伺ったところ、これまでの宣誓件数は12件とのことでした。この傾向は他の市町村においても同様で、人口の少ない市町村ではほぼ皆無に等しいのが実情です。利用が進まない要因としては、当事者が制度を求めている、制度を利用する上でハードルが高いなどが挙げられると思いますが、いずれにしても制度に課題があることは明らかです。本来、制度とは市民生活を豊かにするためにあるものであり、新たな制約を課すものではありません。

現在、第2回定例会で奥山議員にお答えしたとおり、近隣市町村の意向や制度を導入している管内市町への聞き取りを行っていますが、今後パートナーシップ制度が及ぼす本市への影響を分析、検討するとともに、武井議員からいただきました御提言も踏まえつつ、導入の可否について慎重に判断をしております。

また、女性初の首相となった高市総理は自民党総裁選の中で、同性婚には反対、でも同性パートナーはいいと思う、と婚姻制度の見直しに反対しつつも、同性パートナーには一定の理解を示していることから、今後、同性パートナーを対象とした制度設計を進める可能性もあることから、国の動向についても注視をしております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 武井議員。

○3番（武井祐司君） 再質問をさせていただきます。

私としましても、どちらと受け取っていいのかという感じではありますけれども、どちらが先かという話なのです。制度をつくって広げるのが先なのか、当事者がまずいるということが先にあって、その後で制度ができるのかというのは、これは都市部と地方で大きく違うと思います。

私は現在、旭川市の数字は私は知り得ておりませんでしたけれども、12名というのは非常に多い数字だと思っています。周辺の小さい町ですと、それはどうしても少なくなる。質問の中で私、申しましたけれども、匿名性が非常に低いという部分でなかなか広まらないという傾向はあると思いますけれども、周辺の町村にしましても、まずは設けている、その制度があるということが私は大事なことだと思っています。

公にあるかどうかという部分に関して、役所が関係ないと、民間の話で市民の話であるという部分で、公的に制度があるということは、当事者にとって非常に勇気づけられる、それだけ

でも、このまちでの生きやすさの一つにつながる部分であると考えております。

周辺自治体との差という部分の話もありましたけれども、私は周辺自治体の差というのは極端なものでなければ、極端なものといえますか、例えば公共料金の差ですとか、公共施設の差など、いろいろ自治体ごとの差というのはあってしかるべきだと思っていますので、その部分では制度のあるなしというの、そんなに周りを見ながら、逆に士別市は周りを引っ張っていくぐらいの意識で進んでいただくほうがいいのではないかと思います。そういう周辺との差、私は整合性を欠くという感じで捉えているのですけれども、その点いかがかなと思っています。

高市総理のお話も出ましたけれども、パートナーシップ宣誓制度は、よく当事者のかいわいは、いわゆるかいわいで言われることがあるのですけれども、制度ができてようやくスタートラインです。ゴールというのは、同性婚という法律が変わる部分ですけれども、パートナーシップ制度ができた、仮にできたという部分がようやくスタートラインです。そこからだんだん理解が深まっていったり、差別が減っていったりというぐらいの認識であります。それぐらいの力を皆さんかけて、北海道では札幌がスタートでしたけれども、当事者が全身全霊をかけて、制度を札幌市に投げかけてできたという経緯があります。

少し長くなりましたが、再質問は、周辺自治体の差で整合性を欠くのではないかとこの部分について、お願いいたします。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 武井議員の再質問に答弁申し上げます。

今回まず武井議員の冒頭のお話にもありましたが、当事者ということで、この議場で質問していただいて、まずは心から敬意を表するところです。

先ほど答弁でも申し上げましたが、武井議員からの再質問では周りの自治体との、旭川以南のほうは進んでいるというお話ありましたが、決してほかの自治体がやっていて士別市がやらないとか、あるいは単純にほかの町がやっているから士別もやろうということではなくて、これまでこのLGBTの関係、それからパートナーシップについては、この議場で私も答弁しておりますが、先ほど答弁したとおり、このパートナーシップ制度自体に、やはりまだ課題が私はあると考えています。それはどういうことかという、例えば当事者の方が、仮にパートナーシップ制度を士別が構築した場合に考えられるのは、一番はやはり公営住宅の入居できるというところが一番大きいのかなと想定していますが、こういった部分も、もちろん当事者の方、該当の方には一つの前進ということには捉えられるかと思いますが、やはりこういう制度をつくる時に、逆にそのリスクというのはないのかなということ、やはり考える必要があると思っています。

これ実際に悪意のある第三者がこの制度を利用して何かをしようと思ったら、武井議員は承知かと思いますが、やれてしまうことは可能です。そういった部分が、この制度上で、今どこの地方自治体も多分解決できていない状況で、制度を私は進めていると思っています。

今のところ何もないから問題ないのですが、何かあった際には、例えばそれこそ当事者の皆さんはそうでありまして、多数者の市民の方にも、もしかしたら迷惑をかける制度になる可能性も私はまだあると思っていますので、そういった部分で慎重に判断をするというお話をしております。この場では具体的にこういう悪用がありますよねということは差し控えますが、制度上あり得ると思っています。ですので、そういった部分がやはりある程度解消される、あるいは国の責任においてしっかりと、制度を自治体ごとにするのではなくて、婚姻制度も含めて国のほうはどう考えるのか、ここが一番重要なのだらうと思っていますので、まずは国の動向を注視していきたいという考え方です。

これまで士別市がやってきていることは、啓発活動、啓蒙活動がメインということにはなりますが、そういったこともやっていることの効果も少しずつ表れているとは思っています。ですので、今後とも行政として、当事者の方、武井議員のお話のとおり、なるべく表に出たくないという当事者もいらっしゃることも含めて、その辺は慎重に行政として判断していきたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 武井議員。

○3番（武井祐司君） 再々質問ではなく、私の発言だけで終わりたいと思いますけれども、渡辺市長からたくさんのお言葉を聞けたことが、まずありがたかったなと思います。

いろいろこれは制度のはざまといいますか、難しい部分であります。法律も関係しますし、今まで国民、市民がずっと生きてきた部分で、実はこれは違ったのだなとちょっとひっくり返す部分にもつながる、非常に難しいことだと、私当事者としてもそれは感じております。だから、一方的に当事者だけを大事にしろと、そういう意味ではなくて、やはりこれから理解も進めていかなければなりませんし、それが法律がどうのこうのなることだけではなく、やはり自治体の制度もできていきながら、自治体が動く部分、北海道が動く部分、国が動く部分、それぞれが動いていく部分で、徐々に徐々に本当に長い年月をかけてよくなっていくのかと思います。

例えといいますと乱暴なのですけれども、男女の部分であってもかつては法律上で違いがありました。それが今、同権となった今であっても、男女の部分の様々な課題というのは存在します。そういうのと同じように、この性的少数者のことについても、まだまだこれから長い年月、少しずつ努力しながらよくしていかなければならないなと私自身も考えておりますので、そこら辺、当事者のお話も、私以外でいろいろ聞いていただきながら、少しずつでもこのまちで進んでいただけることを私、期待をしておりますので、これだけ付け加えて、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 先ほど、再質問の御答弁でもお話ししましたが、我々行政として、このパートナーシップといいますか、いわゆる性的少数者の皆さんの存在はもちろん、多くの市民の

方に知ってもらいたいと思っておりますし、認められるべきものと、基本的な人権だと思っております。

ただ、先ほどお話ししたようにリスクがあるよという部分と、あと武井議員から今のお話の中でありましたが、国が先行するのではなくて、自治体が、例えば範疇でやれるのではないかという部分も、例を挙げると、例えば今やっている再生可能エネルギー、これも我々条例をつくりましたが、最終的に例えば地方自治体として、エネルギーの部分、開発の部分について何か権利を持って止められるかといったら、止められません。

ですので、やはりその制度をつくる以上、国のほうがどう責任を持つのか、その下にあって地方自治体が、どうその範囲の中でつくるのかという部分もやはりありますので、先ほどからお話ししているとおり、やはり婚姻制度につながっていく部分も、もしかしたら今後あるかもしれないから、ただやみくもにつくって、箱だけつくって中身がないというものにならないようにするためにも、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時02分散会）